

令和元年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和元年8月23日(金) 午前8時30分～午前9時40分	
開催場所	鹿児島合同庁舎第2会議室	
出席者	公益代表委員 (5名)	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正(敬称略)
	労働者代表委員(4名)	大木順子 喜納浩信 新内親典 三浦辰男 (敬称略)
	使用者代表委員(4名)	岩重昌勝 岩元義弘 濱上剛一郎 森山麗子(敬称略)
	事務局 (5名)	小林労働局長 笹川労働基準部長 平松賃金室長 田代賃金室長補佐 中山専門監督官
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正決定(答申)に対する異議申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 令和元年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 令和元年度産業別最低賃金の改正決定について 5 令和元年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について 6 その他	
配付資料	1 令和元年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 異議申出書(写) 3 専門部会審議経過本審報告書(部会長) 4 運営小委員会報告(写)、運営小委員会における労使の主な主張 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 令和元年度最低賃金基礎調査結果(労働者数復元、事業所数復元) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 7 令和元年度産業別最低賃金決定状況(全国・ランク別) (1) 自動車(新車)小売業 (2) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	

○ 石塚会長

ただ今から、第4回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。
先ず、本審議会の成立について、事務局より報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は、「委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されておりますが、本日は、公益委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員4名の13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たし、有効に成立しております。

○ 石塚会長

本審議会は有効に成立していますので、さっそく議題に入りたいと思います。

最初の議題は、「鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申出について」です。

事務局より説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会および県最賃専門部会での審議を経まして、8月7日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に「答申内容に異議がある者は、申出書を8月22日までに提出するよう」公示を行ったところでございます。

このような経過を経まして、お手元の資料番号2にございますとおり、8月19日に、鹿児島県労働組合総連合、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部、コープかごしま労働組合、鹿児島県県医療労働組合連合会、自交総連鹿児島地方連合会及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合会から異議申出書が提出されております。

なお、これらの異議申出書につきましては、事前に目を通していただいたものと、同じものがございます。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定によりまして、「その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。」と定められております。

したがって、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、ご審議のうえ、会長から答申をいただくという流れになります。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○ 石塚会長

ありがとうございました。事務局から、異議申出の経過と今後の流れについて、説明がございましたが、何かご質問、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

(質疑、意見なし)

○ 石塚会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いします。

諮問文の写しが机に配付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

○ 小林労働局長

それでは、諮問させていただきます。

令和元年8月23日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 小林 剛

最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について（諮問）

標記について、鹿児島県労働組合総連合、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部、コープか

ごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、自交総連鹿児島地方連合会及び鹿児島県自治体
関連労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、
貴審議会の意見を求める。
よろしく申し上げます。

○ 石塚会長

ただ今、諮問を受けましたので、異議申出の内容について審議していきたいと思いますが、まず、
事務局より、異議申出の内容等について、説明してください。

○ 田代室長補佐

それでは、説明いたします。失礼して座らせていただきます。

異議申出書につきましては、お手元の資料2にその写しをお付けしており、また、各委員の皆様
には、事前に配付しております。

詳細につきましては、そちらを御覧いただきたいと思いますが、まず、当該異議申出につきまし
ては、6件とも全て、異議申出期間内の8月22日までの申出であること、当該異議申出者は、当該
意見に係る最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる個々の労働者を主たる構成員とする団体
であることから異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

次に異議申出の内容につきましては、鹿児島県労働組合総連合から提出されたものについては、

①「本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額790円とすることは不服であること。本年の鹿児島
県の最低賃金額を、時間額1,000円以上とすること。」を求めるものであって、異議申出の内容が
明確であること

② 改定額790円は憲法25条が保障する「健康で文化的な生活」さえできない水準である

などを異議申出の理由としていることが、挙げられております。内容につきましては、確認をお
願いします。

その他の、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部ほか4件の異議申出の内容は、

各委員の皆様には、事前に配付しておりますので、説明は省略させていただきます。

簡単ではございますが、以上で内容等の説明を終わります。

○ 石塚会長

お手元の資料2について説明していただきましたが、ご意見をお述べいただく前に、10分程度じ
っくりお読みいただいて内容をご確認いただいた後に、審議を続けていきたいと思ひます。

公益委員は、別室で協議を行いますので、その間にどうぞ資料2をお読みください。

(各自、異議申出書を確認。公益委員は別室で協議)

○ 石塚会長

お待たせいたしました。熟読していただいたと思いますので、異議申出に係る審議を再開いたし
ます。専門部会における審議状況については、8月7日の第3回本審の際に、竹中部会長代理か
らご報告いただいておりますが、異議の申出がなされましたので、改めて、これまでの本審及び
専門部会の調査審議の状況を事務局から説明してください。

○ 田代室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料3に、8月7日開催の第3回本審で資料として添付いたしました専門部会審議経過の部会長報告を再度添付させていただきましたので、詳しい内容は、ご覧いただきたいと思いますが、第1回本審を7月9日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただき、その後、8月2日の第2回本審で中賃による目安答申を伝達し、専門部会は7月30日から8月7日まで計5回に亘って開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張につきましては、資料3の審議経過をご覧いただきたいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねていただきましたが、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示した上で、現行最低賃金761円を29円引上げて790円にする案を示し、採決した結果、賛成3名、反対3名となり、賛否同数のため最低賃金審議会令第5条及び第6条により部会長の決定により、公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第3回本審に報告されました。

その後、第3回本審において、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか諮ったところ、「異議あり」ということでしたので採決した結果、多数決により、賛成多数で、専門部会報告書のとおりの結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間、かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。以上です。

○ 石塚会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただきましたが、これらも踏まえて、今皆さんのお手元にある異議申出の内容に対するご意見等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。

○ 新内委員

先に事務局に伺いたいのですが、異議を認めた場合には、専門部会で再度議論することになるのではないかと思います。その時には「前提条件無し」で議論するのか、あるいは異議を認めたということだと異議の趣旨は6件とも「時間額1,000円以上」「全国一律の最低賃金制度」「支援策の拡充」だと思いますが、これを前提とした議論になるのかということ、少し教えていただければと思います。

○ 平松賃金室長

お答えいたします。異議審の性格上、「これまで審議されてこなかった新しい切り口、新しい視点が有るならば」ということをございまして、そういうものが有るのかどうかという点にかかってまいるのではないかと思います。

「中小企業へ支援策」につきましては、専門部会と本審で、説明に不足があったかもしれませんが、私から現状をご説明しております。

また、他の観点につきましても、専門部会の冒頭の意見陳述とか、あるいは労働者側のご意見の中で、専門部会の中で繰り返し取り上げられてきた内容かと思われまます。

○ 新内委員

ありがとうございます。異議申出の内容については基本的に、10時間ぐらいにわたり議論の中で同じようなことは労側も主張して、これを公益見解として受けとめていただいた結果だと思えます。ただ1点残念なのは、異議申出書の中、真ん中より少し下の方で、「『単独最下位が県の経済イメージがマイナスになっている』そのことを回避するためだけの議論になっている」という所で、審議に参加した者の一員として、少し違うのではないかなと思っております。

確かに、公労使それぞれ、昨年この時期から「全国単独最下位」ということを意識はしていたと思えます。労側も意識はしていました。ただそれだけでいいということだけを、私たちは主張したつもりもありませんし、使側もそういう主張をされたことは無い。確か4回日の専門部会で初めて、「単独最下位」ということを労側は言い、それで、公労協議の中だったと思えますが、労側としては「単独最下位については、結果的にそういう風になるのは仕方がないでしょう。それなりにきっちり議論をして、それなりに金額を引き上げて、その後、他県がどう出てくるかはわからない。そこを極端に意識すると、専門部会の役割、審議会の役割を放棄することになる。」ということも主張してきていたと思えますので、異議申出に書いてある内容は、ほとんど議論をしています。

ただ、「全国一律の最低賃金制度にする」というようなことは、この専門部会、地方最低賃金審議会で議論する内容ではありませんし、中央最低賃金審議会でするかあるいは、厚生労働省の労政審で議論する内容ですから、その点は我々の審議会の中では一切審議はしていませんけれども、その点は、この地方最低賃金審議会は議論する場ではないと思っています。

私達も、異議申出の中で、生計費だけで見るとこの異議申出書のとおりだと思えます。労側もこの金額で納得しているわけではありませんけれども、ただ審議の中で議論をする中では、通常の事業の賃金支払能力や賃金水準というものも含めて、私たちは議論してきていたと思っておりますので、したがって、この異議については、これまでの決定どおり790円にするということで、異議は認めないということがいいのではないかと、労側は思っております。以上です。

○ 石塚会長

ありがとうございます。今、新内委員からお話がありましたように、ここに出てきている申出書の中身については、専門部会でかなり長時間、議論してきました。その中でほとんどこの中身についても議論した上での結論になっています。

それに「単独最下位」が非常にクローズアップされたのですが、これは昨年度も、「鹿児島県の最低賃金この審議会で決める。この審議会で決まった額については、後で他の県、他の地域がどう出るかは、決めた時点ではわからず、結果的にあのような形になった」ということです。

今年度のスタンスとしては、ここが鹿児島県の最低賃金を決める審議会ですから、ここでどう決めるかというのが主な課題であって、他県とのバランスとか比較は、皆さんの頭の中にはあったと思いますが、その結果が、こういう形になったということですので、審議を進める中では、「そのことだけ」ではなかったということは、是認していただけたと思えます。

それでは、他にございませんか。

○ 濱上委員

私共は、「日安に3円上乗せをする29円という大きな引上げは、中小零細企業にとっては、死活

問題である」という認識の下で、反対いたしました。

しかしながら、今ありましたように5回の専門部会の中でもあらゆる方面から十分審議を尽くした上での結論であるということで、第3回本審できちっと手続きを経た上での結論であるということでもありますので、この結論につきましては尊重をするという立場であります。したがって、更に審議をする必要は無い、異議を認めないという立場であります。

それから1点、6件の異議申出がありますけれども、その中で「使用者側委員から『支払い能力を超えた最低賃金の引き上げは零細な事業者に規模の縮小や廃業を強いる。そこで働く労働者の雇用が失われる』などの意見が出されたことは非常に残念なことです。このことは、ここの企業で働く労働者の責任なのではないでしょうか。」という意見が出ていますけれども、非常に残念であります。はなはだ心外であるということでは、申し上げておきます。

○ 石塚会長

ありがとうございました。使用者側からも、この結論については、ほぼ申出に出ている内容について議論してきているのでというお話でした。

他に何か、委員の方からご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

○ 石塚会長

それでは、労側、使側からそれぞれご意見を出していただきました。その結果、両者のご意見から、結果については、「申出の内容については、すでに十分調査審議済みであり、専門部会でずっと審議してきた」ということで、8月7日付で答申した原意見のとおり決定することが適当である」といったご意見だったと思います。

それでは、お諮りいたします。本件、鹿児島県労働組合総連合他5団体の異議申出については、当審議会の結論としては、「すでに十分調査審議済みであって、8月7日付で答申した原意見のとおり決定することが適当である」としてよろしいですか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは、当審議会の結論は、「8月7日付け答申のとおり、決定することが適当である」ということにいたします。事務局が答申文を作成する間、しばらくお休みください。

(休憩)

(事務局は、答申文(写)を配布した。)

○ 石塚会長

それでは、再開いたします。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げますので、局長は、前の方へおいでください。

令和元年8月23日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

鹿児島地方最低賃金審議会 会長 石塚孔信

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について（答申）

令和元年8月23日貴職から、8月7日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、全労連・全国一般労働組合鹿児島地方本部、コープかごしま労働組合、鹿児島県医療労働組合連合会、自交総連鹿児島地方連合会及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和元年8月7日付け答申どおりに決定することが適当である。

以上であります。

○ 小林労働局長

答申をいただきましたので、一言御礼申し上げたいと思います。

まずは、本審議会及び専門部会におきます石塚会長をはじめ、公労使の委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただき、このように答申に至ったわけであります。この場をお借りして感謝申し上げます。

本日の手続きをもちまして、本県最低賃金について金額が決定したところであります。今後は、9月3日の官報で公示した上、30日経過後の10月3日をもって発効になります。

なお、今回の改正につきましては既にご存じかと思いますが、761円から790円に29円アップ、率で申し上げれば3.81%で、全国においても金額ベースでは最大の引上げとなったわけであります。過去を振り返ってみれば4年連続の3%超の引上げになっており、これによって最低賃金の県内における引き上げが4年連続3%超になったわけであります。

また、目安で示されましたDランク16県の内、15県が790円に並ぶ結果になっております。最高である東京の1013円と比較した差額については223円と、昨年度の金額と比べて1円ではありますけれども格差が縮まったと評価しております。

今後の動きにつきましては、このように29円の最大の引上げは、鹿児島県内における中小・小規模事業者のコスト負担に直接つながるものと思っております。また、10月1日には消費税が8%から10%に引上げられる時期と重なることもありまして、私共としましては、中小・小規模事業者への丁寧な対応につとめ、まずコスト負担につきましては、最低賃金、一般の賃金引上げに伴い具体的には業務改善助成金またはキャリアアップ助成金などの資金的な提供、または生産性向上に伴ったものにつきましては、固定資産税や法人税の特例措置、または国の補助金などもそれぞれ活用していただくことが望まれると思っております。

当然、人件費のコストアップにつきましては、当然、商品価格への転嫁という点では、下請取引の改善もやはりチェックしなければならないと思っております。

それぞれ、項目は多岐にわたり、それぞれの連携も必要だということで、私共国と県が一体となりながら支援をする。私共の「働き方改革推進支援センター」には社労士を中心にした相談員がおります。また国の経済産業省の「よろず支援拠点」では、中小企業診断士も経営面からの指導を行

います。また、県にも「かごしま産業支援センター」がありますので、国及び県が一体となりながら、それぞれの相談員等を活用しながら、10月3日以降の具体的な改定に向けて円滑に移行できるようにお願いするとともに、具体的な、積極的な支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、2番目の議題「鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

ご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会は、7月9日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、計5回に亘り開催いたしまして、8月7日の第3回本審で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、「8月7日の答申どおり」という結論を先ほどいただきましたので、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものとと思われます。

最低賃金審議会令第6条第7項では「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の鹿児島県最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかというご提案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 石塚会長

ただ今、事務局より令和元年度鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務を終えたことから、廃止してはどうかという提案がありましたが、廃止するという点でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは、令和元年度鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

続きまして、3番目の議題「令和元年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

これにつきましては、8月19日に開催されました運営小委員会で審議されております。それでは竹中委員長からご報告をお願いします。

○ 竹中運営小委員会委員長

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車(新車)小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出され、8月2日に開催された第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。

このため、8月19日に運営小委員会を開催して、申出のあった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、自動車（新車）小売業と電気部品製造業関係の2件については、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論になりました。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の（1）及び（2）の報告書の写しのとおりとなっておりますので、ご覧ください。

それでは、資料を読み上げさせていただきます。まず、資料4の（1）です。

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 竹中啓之

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和元年8月2日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員、 竹中啓之、山口政幸、山本晃正
労働者代表委員、喜納浩信、新内親典
使用者代表委員、岩重昌勝、岩元義弘、濱上剛一郎

次は、資料4の（2）をご覧ください。

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 竹中啓之

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和元年8月2日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

これは前と一緒ですので、省略させていただきます。

それでは、私から会長へ、報告書をお渡しします。

（報告書を石塚会長に手渡した。）

○ 竹中運営小委員会委員長

なお、運営小委員会の結論の報告とあわせて、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、労使の主な主張は、資料4の各報告書の次に添付されておりますので、説明を省略させていただきます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。それでは、今の竹中委員長からのご報告を踏まえて、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑、意見なし)

○ 石塚会長

それでは、皆様にお諮りします。8月2日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けた自動車（新車）小売業を始めとする2件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、「自動車（新車）小売業と電気関係の産業別最低賃金については、改正決定の必要性あり」として、決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

ありがとうございました。それでは、当審議会は運営小委員会における結論と同じ結論に決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思いますので、事務局は答申文を準備してください。

(事務局は、答申文（写）を配付した。)

○ 石塚会長

それでは、局長、前の方へよろしく申し上げます。

令和元年8月23日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

鹿児島最低賃金審議会会長 石塚孔信

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和元年8月2日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和元年8月23日

鹿児島労働局長 小林 剛 殿

鹿児島最低賃金審議会会長 石塚孔信

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和元年8月2日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問の

あった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(答申文を局長に手渡した)

以上で、3番目の議題「令和元年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議を終了いたします。

次は、4番目の議題「令和元年度産業別最低賃金の改正決定について」です。

それでは、産業別最低賃金の改正決定について、諮問をお願いいたします。

(事務局は、諮問文(写)を配付した。)

○ 小林労働局長

令和元年8月23日

鹿児島地方最低賃金審議会会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長 小林 剛

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会に調査審議をお願いする。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号)

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第2号)

以上でございます。

○ 石塚会長

ただ今、自動車(新車)小売業と電気関係の2件の産業別最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

これら2件の審議を行うに際しましては、最低賃金法第25条第2項に基づいて、専門部会を設置することになります。本日の諮問を受けまして、今後は各専門部会での審議となりますので、よろしくお願いいたします。

続きましては、議題5「令和元年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について」です。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきものとされております。最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、専門部会の決議が全会一致である場合は、その専門部会の決議をもって、本審の決議とするという取扱いをして参りました。今回諮問を受けました2つの産業別最低賃金の改正につきましても、これまでと同様の取扱いをしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 石塚会長

ありがとうございます。それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることといたします。

最後の議題は「その他」となっておりますが、何か委員の皆様方からございませんか。

○ 石塚会長

それでは、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

鹿児島県産業別最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、ご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました2つの産業別最低賃金につきましては、各専門部会委員の推薦公示をさっそく行いますので、委員の推薦は9月9日月曜までをお願いしたいと考えております。

また、諮問に対する関係労使の意見の聴取に係る公示につきましても、締め切りを9月17日火曜日までと考えております。

年内発効のためには、最終の結審日が10月31日水曜日となっております。早期に発効できるよう、各専門部会は9月下旬から開催していくということで、現在、日程調整を行わせていただいております。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。産業別最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決となった場合は、その後で再度、本審を開催することになります。専門部会を進めていく中で、必要に応じて第5回本審の日程を調整させていただく場合もございます。その際は、どうぞご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今後の本審の予定につきまして説明させていただきます。第1回の本審におきまして、年間の運営予定を資料としてお出しして提案させていただきました。この中でおわかりのとおり、定例的な本審としましては本日が最後となります。

その理由は次のとおりでございます。平成17年度までは12月と3月にもそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からは、これらの本審を省略してきている経緯がございます。省略の理由としましては、12月に本審を開催する場合、各産業別専門部会が結審して、専門部会がその役目を終えている時期に当たりますので、各産業別専門部会の報告と専門部会の廃止が主な議題となっております。しかしながら、産業別専門部会の報告につきましては、結審後遅滞なく会長宛てに専門部会報告を送らせていただくという方法によって、代替措置を講じることが可能であること、また、各専門部会の廃止につきましては、その任務を終了したときは、任務を終了した時点で廃止できることになっており、各専門部会が結審し、異議申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって廃止する旨を、あらかじめ本審で議決しておくことによって対応可能であることから、そのような手続をとることで、例年どおり、12月の本審は省略できるのではないかと考えているところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様、局長が諮問いたしまして、本審でご審議いただくこととなりますので、その本審において産業別専門部会の廃止を議決していただければ足

りるものと考えております。

また、3月に本審を開催する場合、次年度の審議会運営についての概要の説明や、あるいは次年度の産業別最賃の改正等に係る関係労使からの意向表明の報告などが主な議題として考えておりますが、これにつきましても先ほどと同様に、事務局で資料を取りまとめまして、各委員に宛てた文書でお知らせするという方法によって、代替措置を講じることが可能であることから、3月の本審も省略できるのではないかと考えているところでございます。

以上を踏まえまして、今年度におきましても、これまで同様12月及び3月の本審を省略するということについて、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、今後、審議会で審議しなければならないような事項が出てくる可能性があり、そのような場合には、事務局から速やかに会長にお伝えして、会長にご判断いただいた上で、審議会を招集するということが当然あり得ます。どうぞその点につきましてもお含みおきいただきますように、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。今の事務局の提案を要約しますと、1つ目は、産業別最低賃金の専門部会で全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催することになるが、その本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て調整したいということ、2番目は、平成17年度までは、12月と3月に定例的な本審を開催していたが、18年度以降はこれを省略しており、本年度も12月と3月の本審は省略してはいかがかということでした。

そのために、まず決めておかなければならないことは、結審した各専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというのを、あらかじめこの本審で議決しておく必要があるということ、2点目、本審を省略するための代替措置として、本審で行っていた各部会長の報告や産業別最賃の意向表明などは、事務局からのいろいろな報告や説明などについては、12月の時期や3月中にそれぞれ文書で行うということになるということです。

この2つの取り扱いについて、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見なし)

○ 石塚会長

それでは、第5回本審を開催することとなった場合の日程は各専門部会の審議状況を見て、事務局の方で調整してもらうこととなりますので、よろしくお願い致します。

また、結審した各専門部会については、異議の申し出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することにいたします。

なお、すべての産別が全会一致で結審した場合は、第5回本審は開催しないこととなりますが、第5回本審を開催しないことについては、事務局から委員の皆様へ連絡してください。

また、本審で行っていた各部会長の報告や産別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等については、12月及び3月に文書で行うとする取扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題はないと思います。

以上のとおりで、如何でしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは、事務局提案どおりの措置を講じることを前提に、本年度も今後の本審は省略することに決定いたしました。

なお、これにかかわらず審議する議題が生じた場合は、事務局へお知らせください。必要に応じて、会長である私の判断で審議会を開催することがあることについては言うまでもありませんので、念のため申し上げておきます。

その他には何かございませんか。よろしいでしょうか。

(質疑、意見なし)

○ 石塚会長

それでは、以上で本日の審議会は終了します。

最後に議事録署名人を指名します。労側は新内委員、使側は濱上委員をお願いします。

どうも長時間、ありがとうございました。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
